

## 特集 近世・近代の地域社会

### 報告一

# 林産物の生産と輸送 — 近世房総の養老川水運を例に —

後藤雅知

## はじめに

房総半島の内陸部から江戸内湾や内房地域の沿岸部に流れ込む河川の流通に関する研究は、史料制約もあって多くはない。そのなかでかつて内田龍哉氏は、夷隅郡の山間を水源地として現在の五井まで流れる養老川の水運を取り上げて検討を加え、①川船輸送をめぐって、貞享年間に上流村々（夷隅郡筒森郷など）と中流域（市原郡本郷村）との争論が起き、上流村々が勝訴した結果、上流村々からの川船直通運送が認められたこと、②明和年間に幕府による川船運上金賦課が強行され、村々が十分一運上の賦課を拒否して、嘆願運動の結果、一艘宛の定額運上金を上納するようになったこと、③この運上賦課政策は、明和・安永期

の河岸吟味という幕府水運政策の一階梯として把握しようることを明らかにした。

内田氏は養老川水運における運上金賦課の過程を幕府の水運政策に位置づけることに主眼を置いたが、本稿では内田氏の成果に学びつつも、その政策が及ぼした影響や前提となった水運の実態を探ることで、房総半島内部の地域社会構造把握を深化させることを重視したい。そこで内田氏が検討した明和年間の運上金賦課過程を改めて史料から検討し、運上金負担や水運の実態に可能な限り迫ることにしたい。こうした作業は筆者が進めつつある房総における山間村落の社会構造を明らかにする作業の一環でもある。

## 一、岩槻藩房総分領における林産物の生産と輸送

岩槻藩房総分領の概要についてはかつてふれたが、必要な限りでみておく。岩槻藩主となる大岡家が勝浦に入部したのは宝暦二(一七五二)年のことで、その後大岡家は加増されて宝暦六年に二万石の大名となって本拠を岩槻城に移した。このあと勝浦役所を支配の中核とした房総の領地は、岩槻藩の飛地(房総分領)として支配されていく。この房総分領には六九カ村が存在したが、このうち山間に位置する西畑郷二四カ村と外郷一ニカ村は、年貢真木の上納が賦課されるなど、林産物生産の中心地であった。とくに外郷の南部に位置した奥山御林は、藩領域では最大の御林であり、そこでは松・梅・樅の三木は伐採が禁止され、また雑木は買留真木や炭に加工された。買留真木は、奥山真木買留運上を岩槻藩に上納したのものによって独占的に購入され、また製炭は明和三年以降御林内に設置された藩の御手籠でのみ許される体制となった。こうして生産された御用炭は藩の専売品として、藩によって集荷されたのである<sup>③</sup>。

こうした買留真木や御用炭は、年貢米や年貢真木、あるいは御用材などと同様に、養老川水運を利用して、江戸内湾まで輸送された。養老川を利用した水運は、寛永期に奥

山御林からの真木輸送を目的に上流部が開削されたとの伝承があり、近世前期から房総内陸部の山間村落と江戸内湾とを結ぶ要路であったことが推測される。この水運をめぐっては、内田氏が指摘している通り、貞享三(一六八六)年に、外郷に属する筒森村などが川船で荷物を河口まで直送したことを契機に、中流域の本郷村との争論が起きた。本郷村は輸送途中での荷物の継替えが不可欠であることを主張したが、翌年の幕府裁許によって、筒森村などの上流村々が川船で荷物を直送することが認められた。こうして岩槻藩領に属する養老川上流村々の川船が養老川水運の一端を担う体制が確立したのである。

続けて奥山真木買留運上についてもふれておきたい。運上の上納は年季を限って請負とされ、その請負人には奥山御林などで生産された真木を独占的に購入する権利が与えられた。養老川上流の市原郡戸面村には荷物の集積地である河岸場が設置され、また荷積みなどを管理するための会所が置かれ、請負人はここで買留真木を買い付けた。戸面河岸は西畑郷・外郷における実質的には唯一の河岸場であり、物資の集散地として機能したので、請負人はすべての真木が津出されるこの地で真木を買い付けたのである。なお買留真木は奥山御林内のみならず、外郷のうちの下郷四カ村(石神・黒川・戸面・朝生原村)や西畑郷のうち八カ

村（伊保田・板谷・市野川・中野・堀切・庄司・三条・松尾村）の入会山や百姓持山でも本来は生産されたが、寛政期には外郷のうちの上郷七カ村（筒森・大田代・粟又・小沢又・小田代・面白・葛藤村）のみが実質的に生産するようになっていた。<sup>4</sup>

請負人については、宝暦八年に江戸八丁堀の伏見屋彦四郎が死去したあと、宝暦一〇年から明和七（一七七〇）年までは加藤屋幸七、その後天明期まで山路善蔵が請負人となった。彼らはいずれも江戸に居住した商人と考えられる。こうした請負人は、たとえば明和六年に加藤屋幸七が奥山の三木のうち三尺五寸以上の縦・松を一〇年季で岩槻藩から買い取ったり、安永六（一七七七）年に山路善蔵が筒森村名主永島家が所持する新林山の雑木を真木の材料として買い取ったりするなど、岩槻藩領内の山間村落に直接入り込んだ、ほぼ唯一の江戸の商人資本であったと考えられる。請負人は買留真木の独占的集荷以外にも、当該地域に大きな影響を及ぼす存在であった。

しかし天明期からは、田尾村弥右衛門、戸面村茂兵衛と、養老川沿岸村々の有力な百姓が請負人となる時期が生じる。右で指摘したように買留真木の生産村々が減少し、結果として買留真木の生産量が減少したことで、藩が賦課する運上金負担が収益に見合わなくなり、おそらく江戸の商

人資本が撤退したのである。そして戸面村茂兵衛を最後に、請負人が不在となる事態となった。このため寛政一一（一七九九）年からは、外郷のうち上郷七カ村で運上金上納を村請することとなった。<sup>5</sup> このあと運上金が賦課されなくなったと推定されるが、村請以後の会所管理のあり方や後述する川船運上の賦課・徴収のありようなどは、今後の検討課題である。本稿で以下分析していく養老川水運のありようは、筆者の能力の限界から、村請となる以前、請負人による運上金上納が維持された時期に限定しておくことをあらかじめお断りしておきたい。

## 二、明和・安永期の養老川における川船運上金賦課

### 1. 運上金賦課の経緯

養老川水運の実態を示す史料が豊富にあるわけではないので、ここでは明和期に幕府が強行した川船への運上金賦課の過程を取り上げて、そこからみえる岩槻藩領村々の水運への関わりを明らかにすることにしたい。この経緯は表1に示したので、これを参照しながら、村々が最終的に運上金の上納を受け入れていく過程をみておきたい。

明和二（一七六五）年七月に、幕領代官遠藤兵右衛門の手代が養老川水運に関わる村々を廻村し、川船に新たな運

表1 川船十分一運上金賦課の経緯

年月日	内容	出典
明和2年7月12日	内海平十郎の廻状：養老川通船調査の幕府役人が廻村する旨を通達	15-11
明和2年7月17日	代官遠藤兵右衛門手代西原幸八・松田丹藏が山小川から筒森までの養老川上流村々舟持を平蔵村に集めて川舟吟味／村側は舟役永を領主地頭に納入と反論の口上書	内田論文
明和3年10月15日	永島家が太七を「養老川十分一之義」につき高根村に派遣	15-9
明和3年10月18日	小田代村にて1000石11ヵ村会合、養老川諸色十分一用捨願いのための会合	15-9
明和3年10月20日	普請方林忠助・名和文助、遠藤兵右衛門手代西原幸八が高根村で川舟吟味、養老川下方村々は小糸川と同様に十五分一の負担を了承／村側は岩槻藩に舟役永250文を上納しているとして反論	内田論文
明和3年10月24日	小田代村で筒森郷・朝生原郷・月出・板谷・伊保田が会合、養老川十分一免除相談、江戸への出願連状作成	15-9
明和4年9月18日	代官布施弥一郎が田淵村で山小川から筒森までの村々を呼び出し川舟吟味、十分一から三十分一へと譲歩／村側は七十分一以上には譲歩せず破談	内田論文
明和4年閏9月19日	養老川十分一のことで布施が来る田淵村に勘左衛門を派遣	15-29
明和4年閏9月20日	七十分一の願書を提出	15-35
明和4年閏9月21日	郡奉行大村・白石に「高根領十分一受候ニ付、此方七十分一之御願差上候」	15-29
明和8年1月24日	川舟吟味につき遠藤兵右衛門から江戸役所への出頭命令	29-47
明和8年2月22日	養老川惣代・高滝川惣代が江戸の遠藤役所へ川舟吟味	内田論文
明和8年2月26日	永島通啓が養老川通船吟味で江戸へ証文持参	15-22
明和8年3月2日	村側が分一運上から一艘宛の定額運上への変更を要求(80文→250文で決着)→明和9年2月運上金請負証文で確定	内田論文
明和8年3月	舟持共から遠藤に書付：上川は250文、下川は500文を上納と返答	29-47
明和9年1月21日	船持から請証文を遠藤に提出：本郷村より上流は1艘につき250文、下流や枝川は500文／冥加金は年々11月晦日限りに上納／冥加金に対応して鑑札が下付される／毎年10月中に船数帳を作成して増減数を報告	11-22
明和9年3月4日	惣舟持の廻状：川舟役金上納に際し役乗1人乗につき1匁5分宛役銀取立を各村(組合11ヵ村)に通告	29-47
安永2年11月9日	代官飯塚伊兵衛廻状：養老川通船改帳未提出につき督促→飯給・戸面・折津・筒森村名主船主宛	29-47
安永2年11月23日	代官飯塚の川船役金受取状発給：14艘分で船運上3両2分(1艘金1分)	29-47
安永3年9月	代官飯塚からの船役永尋ねに返答書：船数13艘／川船役金は1分宛／領主に別途1艘あたり1分2朱宛／戸面茂兵衛2、戸面長十郎1、戸面専右衛門1、霊岸島東湊町山崎善蔵6、石神伝左衛門1、小田代太郎左衛門1、筒森勘左衛門1	29-47
安永7年7月14日	大風雨のため船16艘のうち5艘が流失、戸面河岸に繋いでおいた手舟＝永嶋1艘、茂兵衛2艘、会所1艘、戸面七郎兵衛1艘、他に芋原村1艘、徳氏村新之丞1艘流失	11-10 紙18(日記)
安永8年12月	流失した船の道具受取に関する争論で、葛藤・筒森村らと田淵・飯給村とが内済	31-3
安永9年4月3日	養老川十分一運上見分のため普請方役人來村との情報が勝浦から伝わる	紙19(日記)
安永9年4月4日	養老川十分一運上対応の寄合が小田代太郎左衛門方で開催、外郷12ヵ村と伊保田・板谷が集まる	紙19(日記)
安永9年4月7日	養老川十分一運上願の寄合が治兵衛方で開催	紙19(日記)
安永9年4月21日	養老川十分一のこと船持寄合が会所で開催	紙19(日記)
安永9年4月23日	養老川十分一御免願のため葛藤村で14ヵ村名主会合：殿様より御免願を提出してもらうための願書を作成、惣代が勝浦へ持参	紙19(日記)
安永9年6月5日	養老川十分一吟味があり、御免願相談のため粟又村名主七五郎が永島家に来る	紙19(日記)
安永9年6月	養老川十分一御免願のため14ヵ村連印一札を作成	11-24

典拠：内田論文＝注1 内田龍哉氏論文、紙18・19 日記＝千葉県史料研究財団架蔵・大多喜町筒森永島四郎家文書写真版、その他の番号＝永島家文書の整理番号

上金を賦課する前提として、川船運送が可能となる根拠を問ひ質した。これを受けて岩槻藩領では、石神・朝生原・黒川・戸面・葛藤・小田代・大田代・筒森村が手代宛の口書を作成し、「川舟仕立候得者御領主御地頭江川舟仕立候段申上、舟役永年々相納通舟」し、「舟役永」は割付状にも記載されている、つまり「御領主御地頭の御聞濟ニ而通舟」していると主張した。同内容の口書が久留里藩領でも作成されたようであり、養老川上流域だけではなく中・下流域の村々でも運上金賦課が検討されており、またこうした幕府の運上金賦課に反対する動きが存在したことが読み取れる。

翌年には普請方役人と代官手代が廻村し、養老川下流域の村々は小糸川流域に倣つて十五分一運上の上納を了承したので、それに従うように命令したが、岩槻藩領村々は次のような一札を提出して、八十分一以上の運上は出せないと反論した。

〈史料1〉

差上申一札之事

一此度養老川通舟之儀ニ付御運上之御尋御座候処、私共村々若川故舟上下多難成御座候ニ付商人渡世ニ難成、殊ニ植村土佐守御領知之節方当御地頭所江舟役永三百七拾五文宛年々差上、殊ニ水門四ヶ所御座

候而時々大水之節二者川普請人足等茂賃錢ニ而相頼入用茂多く御座候、舟手商人難儀仕候、依之此度拾分一被 仰付候処右之訳故舟持商人山方共ニ難儀ニ御座候ニ付、乍恐八拾分一之内ニ而者御請難成候、然ル上者通舟之儀ニ付何分之儀被 仰付候共御請難仕候、以上

明和三丙戌年十月 大岡兵庫頭領分

石神方筒森村迄村々

名主組頭百姓代舟持連印

林忠助様

名和文助様

これによれば、①岩槻藩領村々の川船は勝浦藩植村家支配時代から現在に至るまで、領主に一艘あたり永三七五文（金二分二朱）を上納したこと、②養老川上流部が岩川で通船が困難であり、特に四カ所の水門の維持費用が余計にかかること、③運上金賦課は川船持商人や山方（川村々の百姓）の難儀となること、を理由に運上金上納に同意できないと主張したことがわかる。②の点は水量が少なく、十分な輸送力が保持できない上流部特有の主張といえよう。

翌年にも代官布施弥一郎による川船吟味が行われるが、このときも岩槻藩領村々は運上金の上納には応じなかった。しかし明和八年に遠藤兵右衛門の江戸役所に呼び出さ

林産物の生産と輸送 — 近世房総の養老川水運を例に — (後藤)

れて吟味を受ける過程で、相当厳しい説論があったと思われ、三月には次のような書付を提出した。

(史料2)

乍恐以書付奉願上候

上総国養老川通名主船持一同奉申上候、此度通船御吟味ニ付惣代差出し候処、段々御吟味之上川上之分船一艘ニ付永弍百五拾文、下川之分同ニ付永五百文右之通上下共冥加永上納仕度段奉願上候、尤上川之儀者水門棒立等数多有之、年々入用等多分相掛、下川之儀者上方八里數隔候ニ付漸下川付近辺百姓持山方伐出荷物而已運送仕候間、歩一御運上ニ相成候而者荷物陸附ニ相成船持共難儀仕候間歩一之儀御免被成下、右惣代之もの共御願申上候冥加永上納仕候様奉願上候、且又右川通村々之内二者是迄御領主御地頭江上納仕候村方も有之候得共、是ハ畢竟岸役ニ而金二重役ニ者相心得不申候、何分御慈悲ヲ以右願之通被 仰付被下置候者一同ニ相助難有仕合奉存候、以上

明和八年卯三月

船持共連印

遠藤兵右衛門様

ここでは領主に上納する船役永は「岸役」に過ぎず、幕府に上納する冥加永(＝運上金)とは異なることを了承し、

川船一艘ごとに定額の冥加永を上納することを申し出たことがわかる。村々の先の主張とは大きく転換したことが窺えよう。しかし輸送量に応じた分一運上という形態ではなく、一艘ずつの定額運上となったのは、村々による反対運動の成果であろうと考えられる。なおここで出願された内容は、ほぼそのまま明和九年一月に村々から遠藤兵右衛門に提出された運上金上納の請証文に取り入れられており、江戸の遠藤役所での交渉で諸条件がほぼ確定したことがわかる。

こうして村々は明和九年に川船運上金の上納を受け入れ、明和八年分から上納することになった。その後安永七(一七七八)年七月に大風雨で五艘の川船が流失し、安永九年には潰船が二艘も発生するなど、川船の輸送力が低下したため、岩槻藩領村々は安永九年に十分一運上の免除を嘆願するが、これは却下されたと考えられる。以後村々の川船所持者は岩槻藩に船役永を、幕府に川船運上金を上納することになったのである。

## 2. 運上金上納の受け入れ

まずは改めて史料2の内容を検討しておこう。史料2によれば、①川船が負担する運上金は、養老川上流域では川船一艘につき永二五〇文(金一分)、下流域では永五〇〇

文としたこと、②どちらも十分一運上のような輸送量に依じた歩合制の運上は免除されたこと、③②のようなようになった理由は、上流では水門の維持費用が必要なこと、下流では「川付近辺百姓持山を伐出荷物而已」を運送せざるを得なかつたこと、が読み取れる。下流域の川船は主として商人荷物輸送に従事したということであろう。これに対し、上流域の川船は、養老川上流部にあたる岩槻藩領などの御用荷物輸送に従事することで利益を得たと考えられる。

永島家に残る日記の安永八年二月四日条には次のようにある。

〈史料3〉

#### 水門料

九貫文葛藤 九貫文根向 十七貫三百文川崎

此割合之儀者、古敷谷・田渕・国本・川崎・柿台・月

崎・日竹・奥山惣舟割

三貫文折津

但し当亥方増銭有之金三分

ここから、四カ所の水門は、葛藤・根向・川崎・折津村に設置されたこと、また水門料を負担した村が、いずれも中流に位置する本郷村より上流の村々に限定されたことが読み取れる。岩槻藩領村々は史料3の「奥山」に含まれると考えられ、その他は岩槻藩領村々より下流に位置する他

支配の村々であった。本郷村より上流の流路においては、どこも水量が不足したため水門が必要であり、それに伴って輸送力が脆弱であったことが推定されよう。

明和九年一月の請証文では、右の運上金額が明記され、他にも①明和八年分から川船運上金を上納すること、この分は明和九年二月二〇日まで上納すること、②以後、川船運上金は毎年一月晦日限に上納すること、③運上金の上納に対応して幕府から川船に対して鑑札が下付されること、④船数の増減に応じて毎年一〇月中に船数帳を作成して代官役所に提出すること、が明記された。

こうして岩槻藩領村々の川船所持者は、幕府と岩槻藩の双方に金子を上納して運送に従事するようになった。負担は大幅に増えたのである。それでも岩槻藩領は養老川の上流域と認定され、運上金額は低く抑えられた。また幕府は船数帳の作成を命じて船数を掌握し鑑札を下付すること、運上金を上納しない川船の運航を取り締まる体制を創出した。ここで船数帳の一例を示しておこう。

〈史料4〉

〔史料上部に横書〕「上書控 上総養老川上郷組船数帳」

毎年差上候舟組帳写

上総国市原郡石神村

一川舟壹艘

幸八

林産物の生産と輸送―近世房総の養老川水運を例に―（後藤）

一同 壹艘 伝左衛門

一同 壹艘 専右衛門

一同 貳艘 長十郎

一同 三艘 茂兵衛

江戸霊岸嶋本湊町壹丁目

同国同郡同村住居

一同 六艘 善藏

同国夷隅郡小田代村

一同 壹艘 多郎左衛門

一同 船数合 斧松

右書面之通船数人別相改差上申所相違無御座候、重而新規打立潰舟等御座候ハ、其節御注進可申上候、依之船持共連印帳面差上申所少シも相違無御座候、以上

安永六年酉十月 舟持連印

飯塚伊兵衛様御役所

右之通相認十月中差上ケ申候

ここには岩槻藩領内に当時存在したすべての川船が書き上げられている。他領での船数帳が支配ごとに作成されたのかどうかは不明だが、少なくとも岩槻藩領では、養老川水運を担う川船を幕府代官が支配単位でまとめて把握したことがわかる。また輸送荷物については、安永三年に川船

所持者が幕府代官飯塚伊兵衛に提出した書付に「川舟稼方之儀者領主御地頭御年貢米其外薪炭等方外積荷物一切無御座候」とあることから、岩槻藩領内の川船は、年貢米と薪炭のみを輸送したことが明らかとなる。基本的には領主御用荷物（年貢米・年貢真木・御用炭・材木）と買留真木、百姓が生産した炭荷物のみを輸送したのである。

### 三、岩槻藩領における川船の管理と利用

#### 1. 運上金上納と船持仲間

ここでは運上金上納の諸相からみてくる岩槻藩領における川船管理や運行の実態を可能な限り明らかにしていきたい。岩槻藩領村々の川船所持者は、明和八年以降は、幕府に川船運上金を、岩槻藩に船役永を上納することとなった。まずは幕府への運上金負担を示す安永二（一七七三）年の運上金受取証文から検討しておこう。

〔史料5〕

一 飯塚様御手代方之船役永御請取写

覚 養老川通

一金三両三分 船運上

外永貳匁九分 包歩銀

右者当巳年船拾四艘分、壹艘二付金壹分宛請取之候、

以上

巳十一月廿三日

飯塚伊兵衛手代

小嶋富右衛門

靈岸嶋湊町一丁目

舟持 善藏

右の史料は、幕府代官飯塚伊兵衛の手代が善藏に対して差し出した受取証文であり、川船一四艘分の運上金三兩二分とその包歩銀とを受け取ったことを示す。表2をあわせて検討すると、川船一四艘は当時存在したすべての川船数であることが確認できる。ここでの上納主体は江戸の靈岸島に居住した奥山真木買留運上請負人の山路善藏となっており、岩槻藩領村々の名主や、林守である永島家や菅野家の関与はみられない。また川船の鑑札についても、永島家日記安永八年六月二〇日条に「我等戸面会所二行、舟御鑑札請取」とあることから、永島勘左衛門自らが戸面会所に赴き、会所に常駐する奥山真木買留運上請負人の支配人から受け取ったことがわかる。永島家はここでは川船所持者の一人に過ぎない。鑑札は江戸で山路が受け取り、会所を経由して永島家に渡されたということであろう。

こうした川船所持者は船持仲間を形成し、普段から寄合を行い、川船利用に関するさまざまな内容を取り決めていたと考えられる。安永八年二月一四日に開かれた寄合の様

史苑(第七三卷第二号)

表2 岩槻藩領村々川船数

川船所持者名	明和7	明和8	安永1	安永2	安永3	安永4	安永5	安永6	安永8
山路会所	6	6.5 (1免除)	7	6	5	4?		5 (+免除分1)	4 (1免除)
手前(筒森村永島家)	1	1 (免除)	1	1	1	?		(免除分1)	?
葛藤村重郎右衛門	1 (半役)	1	1	1 (半役)				1	1
戸面村茂兵衛	2	2	2	2	2	2		3	2
戸面村長十郎	1	1	1	1	2 (1半役)	1		1	1.5
戸面村仙右衛門	1	1	1	1	1				
石神村伝左衛門	1	1		1	1	1		1 (幸八)	1 (幸八)
小田代村太郎左衛門		1	1	1	1				1
小田代村庄藏					1	1		1	
戸面村七郎兵衛					1	1		2	2
合計	13	14.5	15	14	14	10?		14	
特記事項	2艘免除		2艘免除	2艘免除	2艘免除			実態は16艘	2艘免除
藩への船役永合計	3兩3分	4兩2分	4兩3分	4兩3分	4兩3分		4兩2分	5兩1分	
	永187.5文	銀11匁2分5厘	銀7匁5分	永62.5文	永62.5文		※12艘分		

典拠：明和8年「御用向覚帳」永島家文書 29-47 より作成

林産物の生産と輸送 — 近世房総の養老川水運を例に — (後藤)

子を永島家の日記からみてみよう。史料中の斧松は永島家の嫡男のことである。

(史料6)

一舟持寄合戸面茂兵衛見せ二有之、路用金壹分式朱宛相濟候積り、斧松分差出長十郎へ渡、右仲間之者相談之上一札左之通り二候

一安永七年戊七月十四日大風雨二而船五艘押流、田淵村・飯給村江流寄候処、右両村之者共不相返二付及出入、此入用舟十七艘二而差出候二付、向後新舟相出来候ハ、右割合分差出舟持仲間一統ニ可被成候、尤前々本郷出入之節願人五艘儀者割合構無御座候、為後日仍而如件

年号月日

- 一五 会所
- 一三 茂兵衛
- 一三 七郎兵衛
- 一三 長十郎
- 一壹 幸八
- 一壹 庄藏
- 一壹 三郎右衛門
- 一壹 斧松

この時期は養老川で難破した船をめぐる争論の内済に向

(後藤)

けて寄合が頻繁に開催され、安永八年だけで二一回も開催された。そのうちの一回の内容を示すのが右の史料である。これによれば、川船所持者の一人である戸面村茂兵衛の店に集まって寄合が開かれ、田淵・飯給両村との争論費用を総川船数で割って負担することを取り決めたことがわかる。そして新船が出来たときには、その船にも費用を負担させる代わりに船持仲間に組み入れることを確認した。すなわち安永八年当時の川船は一七艘あり、右に書き上げられたその所持者が船持仲間であったといえよう。そして船持仲間の中心が、会所付属の五艘もの川船を所持する奥山真木買留運上請負人、現地ではその支配人が管理する会所であった。現地では会所が船持仲間の中核となっており、史料3などのような手順で負担が決まった水門料を船持仲間内部で割り当て、各船持仲間から取り立てたのである。<sup>15)</sup>次に養老川水運を利用した筏乗りと船持仲間との關係を検討するために、明和九(一七七二)年三月の廻状をみよう。(史料7)

以廻状申進候、御存知之通川船役金遠藤兵右衛門様へ相納候、夫二付此上筏乗壹人乗二付壹匁五分宛役銀取候間、其村々筏乗之者江御通可被下候、役錢相納不申候得者筏乗差留申候間左様二思召、此廻状請印被成早々順達可被下候、以上

辰三月四日

惣船持

組合十一ヶ村

請印取候而会所へ遣ス

写しであるため差出、宛先がわかりにくいのが、内容から判断して惣船持II船持仲間が作成した廻状であり、養老川水運に関係した組合一一カ村（外郷村々一一カ村）に宛てたものと考えてよからう。明和九年に幕府への運上金上納が確定したことを受けて、船持仲間が各村の筏乗りに対して、養老川を利用する場合にはその運上金の一部を負担するよう求めたものである。川船運上金が一艘あたり金一分II銀一五匁であったので、筏乗りの負担はその十分の一に相当したこと、運上金を負担しない場合には、船持仲間が筏乗りの生業を差し止めようとしたことがわかる。

当該時期の筏乗りについては、明和九年に江戸の上屋敷が焼失した際に、岩槻藩役人荒井が戸面村に出役し「樞柱六寸角八拾本、七寸角四本船積、尤筏二而川下ケ」「戸面川岸方五井浦迄」<sup>(19)</sup>と命じたことしか確認できず、その実態は把握できない。しかし船持仲間が運上金負担を強要したことから、筏による輸送が一定の重要性を持ったことが推測されよう。

その上で右の史料で重要なのは、船持仲間が自主的にこうした筏乗りへの要求を決定し、村々に廻状で伝達したこと

史苑（第七三卷第二号）

とであろう。船持仲間は筏乗りによる養老川水運の利用を、村々とは関係なく独自に制約するとともに、彼らからの運上金徴収を企図し、その収入を幕府に上納する運上金の一部に充当することで、川船一艘あたりの負担の軽減を図ったのである。こうした運上金徴収が可能となる前提として、筏乗りとの上下関係は、運上金徴収以前から確立していたと推定され、ここから養老川水運の利用関係は船持仲間のヘゲモニーの下に構造化されていたものと考えられる。そしてその実質的な中核が会所、すなわち奥山真木買留運上請負人であった。船持仲間は自律的な集団として定在し、水門料の割り当てや徴収、あるいは川普請などを独自に担うなど、川船運送の全体構造を掌握するとともに、幕府代官への船数帳提出や運上金上納を担う責任主体でもあったのである。

これらを前提に、林守である永島家と菅野家は、岩槻藩への船役永上納を行うべく、船持仲間の代表である奥山真木買留運上請負人に対して船数の申告を命じた。次の史料はそうした過程で作成されたと考えられる。

（史料<sup>20</sup>8）

覚

一六艘

会所

筒森村

林産物の生産と輸送―近世房総の養老川水運を例に―(後藤)

一 壹艘 勘左衛門

葛藤村

一 壹艘 重郎右衛門

戸面村

一 貳艘 茂兵衛

同村

一 壹艘 長重郎

同村

一 壹艘 仙右衛門

石神村

一 壹艘 伝左右衛門

ノ拾三艘

右之通りニ相違無御座候、已上

明和七年

寅ノ十二月 山路善蔵(印・奥山会所)

手代

源右衛門(印)

筒森村

永嶋勘左衛門様

林守の永島家、菅野家は右の史料を受けて把握した川船数に依りて船役金を岩槻藩に上納した。川船は御用荷物である年貢真木や炭を輸送し、その場合には藩から川船賃が

支払われたため、林守の両家は、川船所持者が負担する船役永と藩から下付された川船賃とを相殺する役割を担った。船数の掌握は船持仲間任せつつも、岩槻藩への船役永上納は、あくまで林守が管轄したのである。これは林守が西畑郷・外郷における運上金徴収を一括して管轄したことによるもので、川船賃の下付は船役永や鮎網役などの上納と一緒に相殺される関係にあった。こうした運上金の差引といった藩領支配の問題では、船持仲間といえども林守の差配を受ける必要があったが、養老川水運を担う川船の掌握は、船持仲間がこれを独占したのである。

## 2. 養老川水運における荷物輸送

こうした船持仲間が運送した荷物は、二・2で指摘したように領主御用荷物と買留真木、百姓が生産した炭荷物であった。表3はその実態の一部を示したものである。会所船を含めた川船が年貢真木の輸送に関わり、同じ川船が御用炭も輸送したことが読み取れる。これに要する川船賃は岩槻藩から下付され、林守である永島家・菅野家を通じて支払われる仕組みとなっていた。

このように、川船はすべての荷物輸送に関与したため、特定の船が御用炭輸送に特化したり、年貢米輸送に特化するなどということとはなかった。したがってたとえば明和三

年に岩槻藩が御用炭の生産を命じた際にも、御用炭輸送だけを優先するわけにはいかず、御用炭の生産・輸送を監督する林守に対して、岩槻藩は当時の奥山真木買留運上請負人である加藤屋幸七と「舟割」について「申合」せて炭荷物を積み出すように指示せざるを得なかった。御用炭輸送も会所の管轄下にあったといえよう。このように船持仲間の自立的なありように依存することで養老川水運は機能したのであり、林守がそこに強い統制を加えるなどは不可能であった。

しかし年貢米や年貢真木、御用炭の輸送が遅れたり、江戸での在庫などが払底すると、藩は御用荷物の優先的かつ円滑な輸送を命じることもあった。

〔史料9〕

御用之品々船積之節者永島勘左衛門・菅野重吉方々日限可相触候間、其節無遅滞戸面河岸江船可相揃候、若シ不参之者於有之ハ吟味之上答メ急度可申付候、此旨奉承知廻状早々順達留村方可相返候、以上

未八月廿一日

佐藤條助

〔宛先〕小田代庄蔵、山路善蔵、戸面村茂兵衛・七郎兵衛、石神村伝左衛門

これは藩役人佐藤が安永四年に川船所持者に向けて出した廻状であるが、御用荷物の輸送にあたっては、林守を通

史苑（第七三卷第二号）

表3 安永4年（12月受取）年貢真木川船賃受取額

川船所持者	川船賃受取額	輸送真木束数
山路会所 源右衛門	5両永151.1文	3750束
戸面 茂兵衛	2両永60.4文	1500束
小田代 庄蔵	1両177文	857束
戸面 七郎兵衛	1両1分永124文	1000束※
戸面 長十郎	1両永30.2文	750束
石神 伝左衛門	1両永30.2文	750束

※七郎兵衛 安永5年2月5日に1月25日積出分「新竈炭250俵分川舟賃」1両を受取典拠：明和八年「御用向覚帳」（永島29-47）より作成

じて命じられた日限に遅れないようにきびしく命じている。会所船がもとと藩から請負人に貸与されたものであり、また藩に船役永を上納して操業を認可された川船である以上、請負人を中核とした船持仲間、まずは御用荷物  
の輸送を優先する体制を強いられたのである。ただし川船の輸送能力は不十分であり、水量が不足するなどの場合には藩の要求に応じることができず、また川船賃も高かついたため、藩役人は幕末に至るまで、輸送ルートの変更を検討せざるを得なかった。

こうした川船によって養老川の河口まで運ばれた荷物は、河口に位置する五井村・青柳村の運送宿に運ばれ、海船に積み替えて江戸に輸送された。最後に年貢真木輸送の実態と、こうした運送宿との関係が垣間見える史料を検討しておきたい。

〈史料10〉

御用状写

外郷・西畑郷家別楨江戸表江相廻候節、此方迄送状  
是迄一切無之候ニ付山路善蔵方相尋候処、青柳四郎  
兵衛方山路方迄送状を以積送候ニ付、着船次第御  
屋敷江相納候旨申之候、右家別真木何尺廻り長何尺  
迄年々定式之納方可有之処、真木定式ニ相違致候義  
茂有之ニ付、山路方相尋候得者山出如何様之真木ニ

御座候哉存不申、四郎兵衛方差越候次第相納申候  
由ニ候、左候得者改不行届候間以来炭送之通此方江  
送状差越積送可申候、送状無之候而者請取不申候、  
其旨青柳四郎兵衛其外積出問屋共へも申遣置可申  
候、送状此方江相添無相違積送可申候、將又当年分  
是迄何千束差越候哉委細御申越可給候

一右真木定法長式尺ニ式尺五寸廻ニ而納、期月西畑山  
役八月十五日十六日、外郷西畑家別山役者十月十五  
日十六日之定日古法ニ候、其節者致出役改見届送状  
を以積送可申候、併定日雨天又者農業差支之節者見  
計程能川岸出可申付候、以上

五月廿日

佐藤

これは安永四年五月に藩役人佐藤條助が永島家に送った御用状の写しである。当時の奥山真木買留運上請負人は山路善蔵であり、青柳四郎兵衛は青柳村の運送宿である富屋四郎兵衛を指す。右によれば①年貢真木(家別・山役真木)は江戸の山路善蔵まで送られ、山路はそれを岩槻藩の藩邸に納入したこと、②御用炭とは異なり、林守が藩邸に宛てた年貢真木の送状は作成されていなかったこと、③年貢真木の送状は運送宿である青柳村四郎兵衛が山路宛に作成しただけであったこと、④したがって藩邸では年貢真木の規格や数量を把握できなかったこと、⑤今後は林守が藩邸宛

の送状を作成するように変更されたこと、が読み取れる。

③の送状は運送宿が輸送業務のために山路宛に作成したものと推定され、藩への数量申告などのために作成されたのではなからう。山路は自分のもとへ送られた年貢真木の数量を送状をもとにチェックして藩邸に納入しただけだった。年貢真木の納入には無関係な山路が輸送に関与したのは、青柳村四郎兵衛から山路に買留真木が輸送されており、それに年貢真木輸送も便乗したからであろう。つまり前提として青柳村四郎兵衛は買留真木の輸送を担う運送宿であったと考えられる。この段階で藩は年貢真木輸送の全体を掌握しておらず、林守による監督下での船持仲間による川船輸送と、運送宿が掌握する江戸までの輸送力能の双方がその輸送を支えたのである。河口まで運ばれた川船の積み荷は、舢舨船への積み替え、そして河岸揚げ、車力などによる陸送まで含めて、河口から先は運送宿が輸送のすべてを統括したのである。

この富屋四郎兵衛は宝暦五年に年貢真木を輸送したこと<sup>25</sup>と、また安永三年に御用炭を輸送したことがわかるので、長らく養老川水運に関与した運送宿であり、複数の御用品輸送に関わったことが明らかである。永島家の日記をみると、青柳村中西伝内、五井村長右衛門、五井村永嶋五郎左衛門、五井村中西吉兵衛など、他にも養老川水運に関与し

た運送宿が確認される。これら運送宿の詳細については紙幅の関係でふれられないが、いずれも年貢米や御用荷物の輸送を長期的に担う存在であった可能性が高い。これら運送宿を介して林守は江戸藩邸が発給する御用品受取状を入力し、養老川水運を利用した御用品輸送は完結したのである。

## おわりに

本稿では養老川水運の最上流部に位置する岩槻藩領内での川船輸送の実態を、幕府による十分一運上賦課の経過を追いながら検討してきた。その結果をまとめれば次のようになる。一八世紀後半、岩槻藩領で生産された林産物や年貢米などの輸送は、藩領内の川船と筏によって独占的に行われた。西畑郷・外郷村々から津出されたそれらは、戸面河岸で川船に積み込まれ、養老川河口の青柳村や五井村に存在した運送宿まで輸送されたのである。こうした寡占状況の下では、村々や藩が自由に時期を決めて物資を輸送することは容易ではなく、船持仲間との協議が必要であった。この間の運輸機構は、川船所持者が構成する船持仲間へのゲモノの下にあり、それは実質的には奥山真木買留運上請負人によって掌握された。請負人が管理した会所船

五く六艘を中核にした船持仲間が幕府への運上金上納も担い、また水路の維持費用や運上金の徴収も行ったのである。資本力のある江戸商人が請負人であった時期、こうした請負人は岩槻藩の山間地域における林産物の生産・集荷・輸送に大きな影響を及ぼす商人資本として、当該地域に定立したのである。また請負人は江戸に本拠をおいたことから、年貢真木の江戸内での輸送にも関与し、さらに本稿ではふれられなかったが、西畑郷・外郷村々の年貢代納(為替納)も担った。

もちろんこうした請負人は藩に運上金を上納することでその地位を手に入れたのであり、会所船も年季請負中に限って藩から貸与されたものだったので、藩の御用品を優先的に輸送せよという命令には従わざるを得なかった。したがって領内百姓が生産した炭荷物を輸送する優先度は低く、こうしたことも原因の一つとなって、御用炭以外の炭荷物は領外の久留里城下へ津出することが常に模索され続けたのである。

林守は船持仲間から船役永を徴収し、それらを川船賃などと相殺する役割を担ったが、船持仲間による船数の掌握を前提としており、買留真木の輸送には関与せず、また年貢真木の輸送にあたって藩邸への送状を作成しないなど、川船輸送の内実や全体には関与できなかった。さらに青柳

村や五井村の運送宿から江戸までの輸送がどのように行われたのか知ることにも容易ではなかったと推定される。運送宿のもとに残った年貢米や年貢真木、御用炭の量を把握することはあったが、江戸藩邸にどの程度納入されたのかは、藩邸から運送宿に送られる「江戸御請取書」が運送宿から林守へと送付されない限り、知ることができなかった。そもそも運送宿はそれとから藩邸などの荷送先までの一切の運送を請け負う存在であり、林守がそれに関与することはできなかったであろう。養老川水運を利用した岩槻藩領の御用品輸送は、領内の船持仲間と青柳村・五井村の運送宿の双方の運輸機能に依拠して存立していたのである。林守と藩邸は、送状や受取状を相互にやりとりすることで、数量を確認し、こうした物流を監視したに過ぎないのである。

註

- (1) 筑紫敏夫「江戸湾沿岸の湊と流通の構造」(『論集きんせい』二〇、一九九八年)、『袖ヶ浦市史』通史編2近世(袖ヶ浦市、二〇〇一年)第四章第二節などが、小櫃川流域の流通を検討したのは貴重な成果である。
- (2) 内田龍哉「明和・安永期における水運政策の一考察」(『千葉史学』二、一九八三年)。
- (3) 拙稿「十八世紀中期岩槻藩房総分領における堅炭生産の構造」(後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』山川出版社、二〇一〇年)。
- (4) 拙稿「近世後期岩槻藩房総分領における真木生産と炭焼立」(『歴史学研究』八九三、二〇一二年)。
- (5) 田尾村弥右衛門は、旗本伊丹家知行所である市原郡内田村の年貢米輸送を請け負ったことがあるので、川船のみならず海船も所持した商人であった可能性がある。永原健彦「本書を理解するために5年貢米輸送の請負」(『千葉県の歴史』資料編近世1・房総全域、千葉県、二〇〇六年)参照。
- (6) 注4拙稿。
- (7) 以下、川船吟味の過程は、特に註記しない限り「養老川歩一御運上御吟味ニ付差上候書付控」(大多喜町筒森永島家文書一―一二二、以下「永島」と略す)による。
- (8) 明和八年「御用向覚帳」(永島二九―四七)所収。
- (9) 安永七年「日記」、安永九年「日記」(ともに、千葉県史料研究財団架蔵大多喜町筒森永島四郎家文書写真版)。
- (10) 安永九年「会合之上相定申一札之事」(永島一―二四)。
- (11) 安永八年「日記」(永島二八―七)。
- (12) 注8に同じ。
- (13) 午(安永三年)九月「乍恐以書付奉申上候」(注8史料に所収)。
- (14) 注8に同じ。
- (15) 注11に同じ。
- (16) 注11に同じ。
- (17) 注9の安永七年「日記」七月三日条によれば、永島家は自家が所持する川船が負担する葛藤水門料二四八文と根向水門料二四八文とを会所に支払ったことがわかる。
- (18) 注8に同じ。
- (19) 明和九年「日記」(永島一五―二三)。
- (20) 永島一―一。
- (21) 注8に同じ。
- (22) 尾崎晃「岩槻藩勝浦領における炭生産の管理とその推移」(『白山史学』四〇、二〇〇四年)によれば、文久二年に郡奉行の伺いによって、御用炭の輸送ルートが内浦・天津村へ津出するように変更されたことがわかる。
- (23) 注8に同じ。
- (24) 吉田伸之「御堀端」と揚場」(高澤紀恵他編『別冊都市史研究 パリと江戸』山川出版社、二〇〇九年)。
- (25) 宝暦五年「歳中日記覚」(永島一五―七一)。
- (26) 安永三年「日記」(永島一五―二六)。
- (27) いずれも永島家の日記に登場することで確認できるが、詳細は別途検討したい。なお中西伝内は宝暦一〇年「御年貢米請取帳」(『千葉県の歴史』資料編近世1・房総全域、一三四号文書)で確認でき、五井村長右衛門は注22尾崎論文で確認できる。
- (28) 注3拙稿および拙稿「近世後期百姓持山における炭生産

林産物の生産と輸送 — 近世房総の養老川水運を例に — (後藤

の構造) 『歴史科学と教育』二八・二九、二〇一二年。

(29) 原直史 『日本近世の地域と流通』(山川出版社、一九九六年)。

(本学文学部教授)